

## 蟹江町空家等対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

第7条第1項の規定に基づき、蟹江町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 空家等対策計画の実施に関する事項
- (3) その他空家等対策の推進に関する事項

(構成)

第3条 協議会は、委員10名以内とする。

2 委員は、町長及び次に掲げる者のうちから町長が委嘱するものとする。

- (1) 町議会の議員
- (2) 法務、不動産、建築等に関する学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は町長を充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の議長は、会長とする。

3 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(報償金)

第8条 委員の報償金は日額4,800円とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、産業建設部まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月22日から施行する。